

主な指摘事項【訪問看護・介護予防訪問看護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	<p>契約書又は重要事項説明書等(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。 今後については、修正を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、 修正があることを説明し同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の員数について、実際の内容との間に齟齬が見られたため、現状に即した記載とすること。 ・従業者の職務の内容について記載すること。 ・営業日について、実際の営業日との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。 ・利用者その他の費用の額の記載について、契約書等と運営規程との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。 ・その他の費用の額として、通常の実施地域外の利用者に対してサービスを提供する場合の交通費等を記載すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・通常の事業の実施地域について、契約書等と運営規程との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。 ・利用者からの契約解除に係る事前申出期間について、契約書と重要事項説明書との間で齟齬があるため、統一した内容を記載すること。 ・事業者からの契約解除に係る要件となる事由について、契約書と重要事項説明書との間で齟齬があるため、統一した内容を記載すること。 ・記録の保存期間が契約締結の日から5年間となっているため、サービス完了の日から5年間とすること。 ・記録の保存期間がサービスを提供した日から5年間となっているため、完了の日から5年間とすること。 	4件
運営	運営規程	<p>運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要のため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者その他の費用の額の記載について、契約書等と運営規程との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。 ・利用料金に係る利用者負担割合の記載が1割及び2割のみのため、3割についても記載すること。 ・記録の保存期間が完了の日から2年間となっているため、完了の日から5年間とすること。 ・記録の保存期間がサービスを提供した日から5年間となっているため、完了の日から5年間とすること。 ・従業者の職務の内容について、一部職種において内容の記載がないため、記載すること。 ・従業者の員数について、実際の内容との間に齟齬が見られたため、現状に即した記載とすること。 ・営業日について、実際の営業日との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。 ・通常の事業の実施地域について、契約書等と運営規程との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。 	4件
運営	広告	<p>事業所で作成されたパンフレットについて、下記の点につき修正・追記を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の事業の実施地域について、実際の内容を記載すること。 ・営業日について、実際の営業日との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。 	1件
運営	運営基準	<p>すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年2回以上実施し、その記録を保管すること。</p>	1件
介護給付費の算定及び取扱い	緊急時訪問看護加算	<p>当該加算の算定にあたっては、利用者に対し当該加算を算定する旨の説明及び利用者の同意を得ることが必要とされており、実際に利用者への説明及び同意書の徴取は行われているものの、同意書様式において加算の名称及び金額の記載内容に誤りが見られたため、様式を修正するとともに、すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。</p>	1件
介護給付費の算定及び取扱い	特別管理加算	<p>当該加算の算定にあたっては、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うことが要件となっているが、計画的な管理が十分に行われていない事例が一部見られた。当該加算の請求について、算定要件を満たしていないすべての利用者に対して自主精査を行い、過誤調整等の必要な措置を講ずること。</p>	1件

計12件